

地域で子どもを育むプロジェクト ～信州子どもカフェ運営支援助成～ 申請に関するQ & A

Q1 基本額への上乗せ額①の2万円はどのような場合に加算されますか？

利用者のニーズや社会情勢に応じて、お弁当や食料配布をする場合に係る容器代や燃料費などの新たに発生する経費に対して2万円を限度として加算されます。

Q2 基本額への上乗せ額②はどのような場合に加算されますか？

実績報告書提出後、年間の開催回数を確認し、開催回数に応じて上乗せ額を決定します。

Q3 支払いが2回に分かれています、どういうことですか？

1回目で基本額と上乗せ額①の合計を支払い、2回目で実績報告書提出後、年間開催回数を確認した上で上乗せ額②を決定し、お支払いします。

Q4 信州子どもカフェ助成制度は次年度以降も継続されますか？

助成金の変動が想定されますが、次年度以降も継続する予定です。

Q5 申請はメールなどで提出は可能ですか？

申請書は団体住所のある市町村社会福祉協議会（ボランティアセンター）へ直接書面でご提出をお願いします。

Q6 チラシ・募集要項・申請様式などのダウンロードは可能ですか？

本会ホームページでご案内しますので、ご活用ください。

また、申請書類の実物が紙が必要な場合は、最寄りの市町村社会福祉協議会（ボランティアセンター）または長野県社会福祉協議会へお問い合わせください。

Q7 申請書は手書きでもいいですか？

できる限りパソコン等で作成いただきますようお願いします。

Q8 募集締切の考え方は？

締切は、助成申請書を市町村社会福祉協議会（ボランティアセンター）へ提出する期日となります。

Q9 ボランティアグループですが代表者が決まっています。申請できますか？

本助成申請に係る責任者などをお決めの上、申請書（様式1-1）の代表者欄にご記入いただき申請することが可能です。

Q10 民間企業の地域貢献として活動を行っています。申請は可能ですか？

募集要項「対象団体」をご確認いただき、主体的に地域住民の皆さんも関わっている活動であれば申請は可能です。

Q11 助成金額（限度額）は、1団体あたりの金額ですか？

募集要項「限度額」のとおり、1か所あたりの限度額とします。

複数地域でカフェを開催する団体の場合は、「限度額×開催地域数＝助成申請額」とお考えください。

■例：月2回の子ども食堂を●●地区と△△地区の2か所でお弁当や食料配布があり、昨年度から実施している場合 申請限度額は、9万円×2地区＝18万円となります。

*なお、上記例のように1団体が2か所カフェを開催する場合、申請書は2枚の提出が必要になります。

Q12 「助成金の受取は3か年を限度とします。（募集要項中「助成額」内）」とあるが、今年度の助成が決定したら、次年度以降は自動的に助成決定となりますか？（次年度以降の申請書の提出は必要ですか？）

年度ごとに申請書のご提出をお願いします。

今年度の助成金の交付が決定した活動は、令和7年2月末までの活動経費が対象となります。次年度以降も引き続き本助成金の活用をご希望の際は、次年度の案内を受けて申請書のご提出をお願いします。

Q13 災害や感染症の影響で、活動再開のめどが立ちませんが、予定でも助成金の申請は可能ですか。

活動再開が未定でも、再開の意思があり、助成金を必要とする場合は申請が可能です。万が一、今年度の活動をやむを得ず中止せざるを得ない状況となった場合は必ずご連絡ください。

Q14 昨年度、助成金を活用しました。今年度は会場等の関係で開催が出来なくなってしまい、助成金の申請をしない予定です。助成金の受取りは3年となっていますが、申請しなかった場合、助成金の受取りの限度はどうなりますか？

受取りの限度の3か年は、連続していなくても可能です。

Q15 月1回で活動しているが、9月から月3回に増やして活動する場合、開催頻度における上乗せ額②の金額は？

開催回数の考え方ですが、月ごとで回数が異なる場合は、最終的には年間開催回数で考えます。

例えば、「4～8月（5か月）は月1回、9月～2月（6か月）は月3回」であれば、年間を通して23回なので、月2回となり、上乗せ額②は4万円となります。

Q16 令和6年9月から活動を開始し、月3回行う場合、助成額は満額支給されますか？

基本額及び上乗せ額①は上限額支給されますが、上乗せ額②は年間開催回数で考えます。

9月～2月（6か月）は月3回なので年間を通して18回なので、月2回となり、上乗せ額②は4万円となります。

Q17 1回の開催における最低参加人数はありますか？

開催にあたって最低人数は設けていません。ただし、常態的に子どもの利用がないと認められる居場所については、助成をとりやめることがあります。

Q18 夏休み中(8月)に6回開催しましたが、6回として年間開催回数にカウント出来ますか？

1ヶ月あたり4回以上開催しても、4回として年間開催回数にカウントしますので、ご了承ください。

Q19 ボランティアへの給与(人件費)として助成金は使用できますか？

給与(人件費)としては使用できません。

なお、講師等への謝礼は、謝金として計上してください。